【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成24年３月28日
【会社名】	株式会社ジェイプロジェクト
【英訳名】	j-Project Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　新田 二郎
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦二丁目11番１号 （同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区栄三丁目４番28号
【電話番号】	052-243-0026
【事務連絡者氏名】	専務取締役　　林 芳郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成24年３月28日開催の取締役会において、平成24年９月３日付けで当社の運営する主要な事業を会社分割（新設分割）（以下、「本新設分割」という。）により新たに設立する当社100%出資の子会社「株式会社ジェイプロジェクト」（以下、「新設会社」という。）に承継させ、当社は持株会社へ移行することを平成24年５月30日開催予定の定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の２の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該新設分割の目的

当社グループは、当社、連結子会社６社及び持分法適用関連会社３社から構成されており、居酒屋、レストランなどの飲食事業を中心に、結婚式の企画運営を行うブライダル事業、不動産の賃貸及び管理業務等を行う不動産事業、広告代理業や食品等の卸売業等のその他の事業を行っております。中でも、飲食事業は、「芋蔵」などの第三世代居酒屋を主力に、バー、レストラン、カフェなど、様々な業態を多店舗展開し、連結売上高の90%以上を占める当社の中核事業であります。

近年の外食業界を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や中食市場の拡大、ニーズの多様化、デフレが進行する中での低価格競争の激化など、非常に厳しい経営環境にありますが、一方で、女性の社会進出による外食需要の増大や食の安心・安全へのニーズの高まり、地元グルメのブランド化、アジアなど海外での日本食ブームなど、新たな成長機会も生じております。

当社グループにおきましても、環境変化の著しい時代にあって、お客様や社会の要望に適応した店舗展開を図っていくためには、従来から大切にしてきた“人間力”を基本に、焼酎等の仕入ルート、業態開発力、経験のある調理人がそれぞれの店舗に常駐し店内調理を行う個店主義の店舗運営といった独自の強みを活かしながら、機動的かつ柔軟な経営が必要であると考えております。また、当社グループが、持続的に成長し、収益力を向上させていくためには、飲食事業を核にシナジーを有する事業や付随する事業など、周辺事業の基盤を固め、次なる事業の柱を育てていく必要があり、飲食事業のみに依存しないグループ全体としての成長を実現していくことが重要であると考えております。

そこで、その取り組みの一環として、今般、持株会社へ移行することとし、グループ経営機能と執行機能を明確に分離し、持株会社においては、グループ経営戦略の立案機能とグループ経営資源の配分の最適化の意思決定を、各事業子会社においては、グループ経営戦略に基づく機動的な業務執行による競争力及び効率性を一層高めるとともに、飲食事業の次世代経営者の育成を図り、グループ企業価値の最大化を目指してまいりたいと考えております。

なお、当社グループは、持株会社体制移行後も、グループとしてのコーポレートガバナンスの強化に取り組み、グループ全体の経営の透明性を高めてまいります。

(2) 当該新設分割の方法

当社を新設分割会社とし、本新設分割により設立する新会社を承継会社とする新設分割です。

(3) 新設分割に係る割当ての内容

新設会社は、本新設分割に際して普通株式200株を発行し、その全部を当社に割当交付いたします。

(4) その他の新設分割計画の内容

当社が平成24年３月28日開催の取締役会において承認しました新設分割計画の内容は、後記のとおりであります。

(5) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本新設分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本新設分割に際して新設会社が発行する株式は全て当社に割当てられることから、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金の額等を考慮し、上記株式数を当社に交付することが相当であるとの判断に基づき、当社が決定したものであります。

(6) 当該新設分割の後の新設会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額及び事業の内容

①商号 株式会社ジェイプロジェクト
②本店の所在地 名古屋市中区栄三丁目４番28号
③代表者の氏名 代表取締役社長 林 裕二
④資本金の額 10百万円
⑤純資産の額 193百万円（注）
⑥総資産の額 3,088百万円（注）
⑦事業の内容 飲食店の経営

（注）純資産の額及び総資産の額は、新設分割会社の平成23年２月28日現在の貸借対照表に基づいて算出したも

のであり、実際の額とは異なる可能性があります。

以 上

（以下、分割計画書の写し）

新設分割計画書

株式会社ジェイプロジェクト（以下、「当社」という。なお、平成24年９月３日をもって商号を「株式会社ジェイグループホールディングス」に変更予定）は、当社の飲食事業（以下、分割事業という。）を新たに設立する株式会社ジェイプロジェクト（以下、「新設会社」という。）に承継させるために、会社法に定める新設分割の方法により会社分割（以下、「本件分割」という。）を行い、次のとおり新設分割計画書（以下、「本分割計画書」という。）を作成する。

第１条（新設会社の定款記載事項）
新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数並びにその他新設会社の定款で定める事項は、別紙１「定款」に記載のとおりとする。

第２条（新設分割に際して交付する株式等）
新設会社は、本件分割に際して普通株式200株を発行し、その全部を、当社に割当交付する。

第３条（新設会社の資本金及び準備金等）
新設会社の資本金及び資本準備金等の額は、次のとおりとする。ただし、新設会社の分割効力発生日における当社の資産及び負債の状態により、これを変更することができる。

(1)	資本金の額	10,000千円
(2)	資本準備金の額	2,500千円
(3)	その他資本剰余金の額	会社計算規則第49条第１項に定める株主資本等変動額から前各号の額を減じて得た額

第４条（新設会社の設立時取締役、設立時監査役）
１．新設会社の設立時取締役は次のとおりとする。
林　　裕二
木村 直人
田渕　正紀
吉本　知文

２．新設会社の設立時監査役は次のとおりとする。
安田 博

第５条（承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務）
１．新設会社は、本件分割に際し、当社から別紙２「承継権利義務明細表」記載のとおりの資産、負債、雇用契約その他の権利義務（以下、「本権利義務」という。）を承継する。
２．前項にかかわらず、資産、負債又は権利義務の移転につき法令上又は条例上等の理由により承継ができない場合には、これを承継しないものとする。
３．第１項の規定による当社から新設会社への債務の承継については、重畳的債務引受の方法によるものとし、本件分割後、当社が新設会社に承継させた債務については、当社及び新設会社は連帯債務者としての責任を負う。
４．第１項の規定により、当社が新設会社に承継させた債務については、新設会社が当該債務の全部を最終的に負担するものとし、当社が当該債務の全部又は一部につき弁済その他負担をしたときは、新設会社は当社の請求に基づき、その負担額の全部を直ちに当社に対して支払うものとする。

第６条（会社分割の効力発生日）
新設会社の設立の登記をすべき日（以下、「分割効力発生日」という。）は、平成24年９月３日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、これを変更することができる。

第７条（競業避止義務）
当社は、分割効力発生日以降においても、分割事業に関し、競業避止義務を負わない。

第８条（条件変更及び中止）
本分割計画書作成後、分割効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産の状況、経営状態または本権利義務に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的達成が困難となった場合には、当社は本分割計画書の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第９条（本分割計画書の効力）
本分割計画書は、当社の株主総会における承認又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときはその効力を失う。

第10条（規定外事項）
本分割計画書に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、当社がこれを決定することができる。

平成24年３月28日

愛知県名古屋市中区錦二丁目11番１号
株式会社ジェイプロジェクト
代表取締役社長　新田 二郎

別紙１

株式会社ジェイプロジェクト定款

第１章 総　則

（商　　号）
第 １ 条 当会社は、株式会社ジェイプロジェクトと称し、英文ではｊ-Project Corp.と表示する。

（目　　的）
第 ２ 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．飲食店の経営
２．飲食店経営のコンサルティング
３．店舗設備、厨房用機器、器具の販売または賃貸借
４．前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）
第 ３ 条 当会社は、本店を名古屋市に置く。

（公告の方法）
第 ４ 条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第２章 株　式

（発行可能株式総数）
第 ５ 条 当会社の発行可能株式総数は、１，０００株とする。

（株　　券）
第 ６ 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）
第 ７ 条 当会社の株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

（相続人等に対する株式の売渡し請求）
第 ８ 条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿記載事項の記載の請求）
第 ９ 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）
第１０条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（手 数 料）
第１１条 前２条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（基 準 日）
第１２条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。
２ 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。
３ 前項の場合には、その日を２週間前までに公告するものとする。

（株主の住所等の届け出）
第１３条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

（募集株式の発行）
第１４条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議によってする。
２ 前項の規定にかかわらず、会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
３ 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第２０２条第１項各号に掲げる事項は、取締役の過半数の決定により定めることができる。

第3章 株 主 総 会

（招　　集）
第１５条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
２ 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
３ 株主総会を招集するには、会日より１週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。但し、会社法第２９８条第１項第３号又は第４号に掲げる事項を定めた場合には、会日の２週間前までに発するものとする。

（招集手続の省略）
第１６条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第２９８条第１項第３号又は第４号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

（議　　長）
第１７条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（決　　議）
第１８条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２ 会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（株主総会の決議の省略）
第１９条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。
２ 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から１０年間、同項の書面を当会社の本店に備え置くものとする。

（議決権の代理行使）
第２０条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。
２ 株主は、前項の代理権を２人以上の者に行使させてはならない。

第４章 取締役及び取締役会

（取締役会の設置）
第２１条 当会社は、取締役会を置く。

（取締役の員数）
第２２条 当会社の取締役は９名以内とする。

（取締役の選任）

第２３条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
２ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。
３ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）
第２４条 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２ 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の招集権者および議長）
第２５条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
２ 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）
第２６条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２ 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことが出来る。

（代表取締役及び役付取締役）
第２７条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
２ 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
３ 取締役会は、その決議によって取締役社長１名を、必要に応じて取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の決議方法）
第２８条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）
第２９条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会規程）
第３０条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）
第３１条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第３２条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
２ 当会社は会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
３ 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

第５章 監 査 役

（監査役）
第３３条 当会社は、監査役を置く。

（監査役の員数）
第３４条 当会社の監査役は３名以内とする。

（監査役の選任）
第３５条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
２ 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議

決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）
第３６条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２ 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役の報酬等）
第３７条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第３８条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
２ 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第６章 計　算

（事業年度）
第３９条 当会社の事業年度は、毎年３月１日から翌年２月末日までの年１期とする。

（剰余金の配当）
第４０条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

（剰余金の配当の除斥期間）
第４１条 剰余金の配当は、支払提供の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

（定款に定めのない事項）
第４２条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

第７章 附　則

（最初の事業年度）
第４３条 当会社の最初の事業年度は、当会社設立から平成２５年２月２８日までとする。

（設立時の取締役及び監査役）
第４４条 当会社の設立時の取締役並びに監査役は、次のとおりとする。
取締役 林　裕二
取締役 木村 直人
取締役 田渕　正紀
取締役 吉本　知文
監査役 安田　博

（本附則の削除）
第４５条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時を以って前２条を削除する。

上記定款は、株式会社ジェイプロジェクトが新設分割して本会社を設立するにつき作成したのものであって、会社分割が効力を生じた日からこれを施行するものとする。

別紙２

承継権利義務明細表

新設会社は、本件分割により、効力発生日における当社の本件事業に属する次に記載する資産、負債、雇用契約、その他の権利義務を当社より承継する。
なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の評価については、平成23年２月28日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した上で確定する。

１．承継する資産
（１）流動資産
本件事業に属する流動資産の一切。ただし、次に掲げるものを除く。
① 現金・預金の一部
② たな卸資産の一部
③ その他流動資産の一部
（２）有形固定資産
本件事業に属する有形固定資産の一切。
（３）無形固定資産
本件事業に属する無形固定資産の一切。ただし、商標権等の知的財産権は承継されないものとし、本件事業に必要であると当社が認める知的財産権については、当社が新設会社にその使用権又は実施権を付与するものとする。
（４）投資その他の資産
本件事業に属する投資その他の資産の一切。ただし、次に掲げるものを除く。
① 差入保証金の一部
② その他投資その他の資産の一部

２．承継する負債
（１）流動負債
本件事業に属する流動負債の一切。ただし、次に掲げるものを除く。
① １年以内返済予定の長期借入金の一部
② 未払金の一部
③ 預り金の一部
④ その他流動負債の一部
（２）固定負債
本件事業に属する固定負債の一切。ただし、次に掲げるものを除く。
① 長期借入金の一部
② その他固定負債の一部

３．承継する雇用契約
（１）本件事業に従事する当社の従業員（契約社員、アルバイト及びパートを含む）のうち、効力発生日において在籍しているものについては、新設会社が引継ぎ、以降新設会社の従業員として雇用する。当社における勤続年数は、新設会社において通算する。

４．承継する契約関係
本件事業に属する取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可の再取得が必要なもののうち本分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び当社が引き続き保有する必要のあるものを除く。

５．許認可等
本件事業に属する許認可、承認、登録、届出等のうち、新設会社へ法令上承継が可能なもの。

以上